



宮 崎 県 公 報

平成22年 4 月12日 (月曜日) 第 2174 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (水産政策課) 1

告 示

○歳入の徴収の事務の委託…………… (総務課) 3

○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 3
公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・備・数・議) 5
選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

規 則

宮崎県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第22号

宮崎県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県内水面漁業調整規則 (昭和39年宮崎県規則第24号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(移植の禁止)</p> <p>第25条 次に掲げる水産動物 (卵を含む。) を移植してはならない。 ただし、漁業権の対象となっている水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ブラックバス (オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)</p> <p>(2) ブルーギル</p> <p>(3) 雷魚 (カムルチー、タイワンドジョウその他のタイワンドジョウ属の魚をいう。)</p> <p>(4) アメリカザリガニ</p> <p>2 前項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、別記様式第8号の2による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請書のほか、第1項ただし書に規定する許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</p> <p>4 知事は、第1項ただし書に規定する許可をしたときは、申請者に、別記様式第8号の3による許可証を交付する。</p> <p>5 知事は、第1項ただし書に規定する許可をするに当たり、制限又は条件を付することがある。</p> <p>6 第1項ただし書に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>7 第1項ただし書に規定する許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。</p> <p>8 第1項ただし書に規定する許可を受けた者が、許可証に記載さ</p>	<p>第25条 削除</p>

れた事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

9 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第 4 項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

10 第 1 項ただし書に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第 4 項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

（禁止区域）

第29条 次の表に掲げる河川の同表中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中水産動植物を採捕してはならない。

[略]

2 [略]

第36条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第 6 条、第13条、第24条第 1 項、第25条第 1 項若しくは第 7 項、第26条から第32条まで又は第33条第 7 項の規定に違反した者

(2) 第12条、第22条第 1 項、第25条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）又は第33条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3)・(4) [略]

2 [略]

第37条 第10条第 1 項（第33条第10項において準用する場合を含む。）又は第25条第10項の規定に違反した者は、科料に処する。

第39条 第10条第 3 項（第33条第10項において準用する場合を含む。）、第11条、第15条、第16条（第33条第10項において準用する場合を含む。）、第18条第 1 項若しくは第 2 項（第33条第10項において準用する場合を含む。）、第25条第 6 項又は第33条第 6 項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

様式第 8 号の 2

移 植 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事殿

住 所
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により移植の許可を受けたいので、申請します。

記

1. 移植の目的
2. 移植しようとする水産動物の名称及び数量
3. 移植しようとする水産動物の購入先及び産地
4. 移植しようとする区域
5. 移植期間 年 月 日から 年 月 日まで
6. 移植に従事しようとする者の住所及び氏名

（禁止区域）

第29条 次の表の左欄に掲げる河川の同表中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中水産動植物を採捕してはならない。

[略]

2 [略]

第36条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第 6 条、第13条、第24条第 1 項、第26条から第32条まで又は第33条第 7 項の規定に違反した者

(2) 第12条、第22条第 1 項又は第33条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3)・(4) [略]

2 [略]

第37条 第10条第 1 項（第33条第10項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

第39条 第10条第 3 項（第33条第10項において準用する場合を含む。）、第11条、第15条、第16条（第33条第10項において準用する場合を含む。）、第18条第 1 項若しくは第 2 項（第33条第10項において準用する場合を含む。）又は第33条第 6 項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

様式第 8 号の 2 削除

様式第 8 号の 3

20センチメートル

許可番号第 号

移 植 許 可 証

住 所
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 移植木産動物の名称
- 2 移植木産動物の数量
- 3 移植区域
- 4 移植期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 移植に従事する者の住所及び氏名
- 6 制限又は条件

年 月 日

宮崎県知事 印

様式第 8 号の 3 削除

附 則

この規則は、公表の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成22年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 240号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
別表第 1（第 5 条関係）	別表第 1（第 5 条関係）																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部 及 び 室</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民政策対策室</td> <td>[略] 総合交通班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境森林対策室</td> <td>[略] 環境対策推進班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働対策室</td> <td>[略] 商業支援班</td> </tr> </tbody> </table>	部 及 び 室	班	[略]		県民政策対策室	[略] 総合交通班	[略]	[略]	環境森林対策室	[略] 環境対策推進班	[略]	[略]	商工観光労働対策室	[略] 商業支援班	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部 及 び 室</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民政策対策室</td> <td>[略] 総合交通班 中山間・地域政策班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境森林対策室</td> <td>[略] 循環社会推進班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働対策室</td> <td>[略] 商業支援班</td> </tr> </tbody> </table>	部 及 び 室	班	[略]		県民政策対策室	[略] 総合交通班 中山間・地域政策班	[略]	[略]	環境森林対策室	[略] 循環社会推進班	[略]	[略]	商工観光労働対策室	[略] 商業支援班
部 及 び 室	班																												
[略]																													
県民政策対策室	[略] 総合交通班																												
[略]	[略]																												
環境森林対策室	[略] 環境対策推進班																												
[略]	[略]																												
商工観光労働対策室	[略] 商業支援班																												
部 及 び 室	班																												
[略]																													
県民政策対策室	[略] 総合交通班 中山間・地域政策班																												
[略]	[略]																												
環境森林対策室	[略] 循環社会推進班																												
[略]	[略]																												
商工観光労働対策室	[略] 商業支援班																												

	経営金融班 [略]
[略]	
県土整備対策室	[略] 都市計画班 公園下水道班 [略]
[略]	
文教対策室	[略] スポーツ振興班 全国スポーツ・レクリエーション祭 推進班 [略]
[略]	

別表第 2 (第 5 条関係)

[略]	
総合交通班長	[略]
[略]	
環境対策推進班長	環境対策推進課長
[略]	
商業支援班長	[略]
経営金融班長	経営金融課長
[略]	
都市計画班長	[略]
公園下水道班長	公園下水道課長
[略]	
スポーツ振興班長	[略]
全国スポーツ・レクリエーション祭推進班長	全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
県民政策 対策室	[略]	
	総合交通班	[略]
	[略]	
[略]		
環境森林 対策室	[略]	
	環境対策推進班	[略]
商工観光 労働対策 室	商工政策班	1～3 [略]
	[略]	
	商業支援班	[略]

	[略]
[略]	
県土整備対策室	[略] 都市計画班 [略]
[略]	
文教対策室	[略] スポーツ振興班 [略]
[略]	

別表第 2 (第 5 条関係)

[略]	
総合交通班長	[略]
中山間・地域政策班長	中山間・地域政策課長
[略]	
循環社会推進班長	循環社会推進課長
[略]	
商業支援班長	[略]
[略]	
都市計画班長	[略]
[略]	
スポーツ振興班長	[略]
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
県民政策 対策室	[略]	
	総合交通班	[略]
	中山間・地域政策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること
[略]		
[略]		
環境森林 対策室	[略]	
	循環社会推進班	[略]
商工観光 労働対策 室	商工政策班	1～3 [略]
	[略]	
	商業支援班	[略]

	経営金融 班	1 被害事業者の金融及び経営診断に 関すること。 2 災害救助物資の入手及び斡旋に関 すること。		
	[略]			[略]
	[略]			[略]
県土整備 対策室	[略]		県土整備 対策室	[略]
	都市計画 班	1 都市施設（公園下水道班に属する ものを除く。）の災害対策及び被害 調査に関すること。	都市計画 班	1 都市施設の災害対策及び被害調査 に関すること。
	公園下水 道班	1 都市施設（都市計画班に属するも のを除く。）の災害対策及び被害調 査に関すること。		
	[略]			[略]
	[略]			[略]
文教対策 室	[略]		文教対策 室	[略]
	スポーツ 振興班	[略]	スポーツ 振興班	[略]
	全国スポ ーツ・レ クリエー ション祭 推進班	1 総合対策部及び他班への応援に関 すること。		
	[略]			[略]
	[略]			[略]

別表第 4（第 9 条関係）

宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表

名称	設置場所	所管区域
宮崎県災害対策 本部 中部地方 支部	宮崎市 宮崎県中部農林 振興局内	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
[略]		

別表第 4（第 9 条関係）

宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表

名称	設置場所	所管区域
宮崎県災害対策 本部 中部地方 支部	宮崎市 宮崎県中部農林 振興局内	宮崎市 東諸県 郡
[略]		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年4月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 22年 3月 30日	特定非営利 活動法人ふ るさと文化 芸能振興会	鈴木 智子	宮崎市佐 土原町下 田島 209 07番地	この法人は、 県内外の人々が 、心して・楽し く・生きがい を持って暮らせる 地域社会を実現 するために、多

くの人々と感動を共有できる文化芸能活動を行う。また大切な子どもたちの未来を見据えて地球環境と地域の美化にも目を向け、活動を通じ全ての人々が理解し合うことで地域の活性化に対する意識を高め、もって宮崎県内の文化及び音楽芸能の増進を図り男女参画協働社会の構築に寄与すること

を目的とする。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年3月23日現在次のとおりである。

平成22年4月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,726人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	222,710人

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年3月23日現在次のとおりである。

平成22年4月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

宮崎市選挙区	107,215人
小林市選挙区	13,535人
西諸県郡選挙区	3,005人